

令和5年度予算に係る概算要求の実施概要

1 令和3年度一般会計決算の状況

令和3年度一般会計の実質収支決算は約10.0億円の黒字となりました。

これは、市税や地方交付税などの一般財源が増加したことに加え、地方創生臨時交付金を最大限に確保しつつ4.1億円の財政調整基金の繰入を行った結果の黒字です。依然として終息の見通せない新型コロナウイルス感染症と原油価格・物価高騰への対応が求められる現下の状況に鑑みると、決して将来の財政運営を楽観視できるものではありません。

2 令和5年度概算要求の進め方

令和5年度予算は、令和4年度から令和8年度を計画期間とする「まちづくり構想 福知山」がスタートして初めての当初予算です。まちづくり構想実現に向けた具体的な取組を、関係部課が連携し情報共有しながら、積極的かつ計画的に盛り込んでいく必要があります。

また、「福知山市行政改革大綱 2022-2026」及び「福知山市持続可能な財政運営の基本方針」についても、令和4年度を計画期間の初年度として策定されたところであり、これらに定めた取組項目を進めつつ、財政指標の目標値に対しては、その達成を見据えた予算編成を行うこととします。

この方針のもと、要求予定の概算総額を把握すること及び本要求で設定すべき経常的経費のシーリング基準を算出することを目的として実施します。また、概算要求結果を踏まえ、本要求においては予算編成方針等によって改めて必要な基準等を示します。

なお、概算要求の金額は、その総額を概算要求の状況として公表します。

3 概算要求シーリング基準の設定

持続可能な財政運営の基本方針では、公債費と公立大学運営交付金の変動を除く令和2年度から令和8年度までの経常経費の増加額を+3.8億円以内と目標設定しています。しかしながら、物件費や繰出金の想定以上の伸び等の影響で、令和4年度末見込で既に+4.7億円と、目標額を0.9億円超過している現状です。

目標達成に向けて経常経費の不用意な増大は抑制する必要がありますが

あるため、概算要求段階では、経常経費の増額を令和4年度当初予算比で **0.0%**

経常経費の目標数値と見込(R3決算・R4当初予算ベース)

年度	計画目標値			進捗(見込)		
	総額	増加内訳		総額	増加内訳	
		大学運営 交付金	その他		大学運営 交付金	その他
R2	317.2億円			317.2億円		
R3	↓	↓	↓	↓	↓	↓
R4	6.7	2.9	3.8	7.6	2.9	4.7億円増
R5	億円増	億円増	億円増	億円増	億円増	
R6	↓	↓	↓	↓	↓	↓
R7						
R8	323.9億円			324.8億円		

||
0.9億円
超過

以下とするシーリングを実施します。

なお、シーリングは各事業に対してそれぞれ一律に適用するのではなく、個々の事業で見直し・検討を踏まえた増減を織り込み、課、部全体で基準とするべきものです。

4 経常経費シーリング基準の達成に向けて

各部のシーリング額を必ず達成するようにしてください。

増額予算を計上する際には必ず同額の予算減を行うことを鉄則として、各部で十分に事業内容を精査ください。

各部において達成できない場合は、その内容、金額、理由及び代案を概算要求締切日までに別添様式により財政課まで報告ください。なお、報告内容は庁内で共有する予定としています。

5 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰への対応

新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰に対応する予算の計上方針は、次のとおりとします。

- (1) 令和4年度中の新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰の終息は前提とせず（現状が継続するとの想定）に必要な予算とすること。これらの経費のうち経常経費となるものはシーリング対象とするが、燃料費及び電気代の高騰に伴う予算増については一時的な増嵩としてシーリング枠を超えることを認める。
- (2) イベント等にあつては、現状のコロナ禍が継続する想定下において、実施に必要な措置について十分に考慮した要求とすること。ただし、予算編成中の感染症拡大状況の変化等に伴い実施方針が変わる場合は、予算要求の内容の変更を認めるものとする。
- (3) 地方創生臨時交付金は、令和4年度中の国の動向等を注視しつつ臨機に対応するため概算要求では見込まないこととするが、市民・事業者を守るために必要な経費は適切に要求すること。

6 重要案件に係る要求等

新規・拡充事業等の重要な案件については、オータムレビューをはじめとして理事者等に十分な説明を行い、基本的な事業スキーム等を理事者等と共有したうえで要求するようにしてください。概算要求の期限に間に合わない場合は概算要求をしつつ、本要求時には必要な協議を終えておくように努めてください。

また、事務事業評価や過去の事業たな卸し、事後・事中評価に関しては、その結果や指摘事項を真摯に受け止め、必要な検討と調整を行ったうえで予算要求を行ってください。加えて、令和4年度に実施された施策レビューの結果を受けての対応については、速やかに関係部課で対応方針を定めた上で、必要な予算をできる限り概算要求に含めるようにしてください。仮に間に合わない場合でも本要求に向けて事業内容の精査を進めてください。

7 概算要求の要領

具体的な要求の要領は次のとおりとします。

ア 作業の主旨	<p>本要求時点での増大を回避するため、概算要求作業を通じて要求内容の適正化を図りつつ、本要求での経常経費のシーリング基準を設定します。</p> <p>また、歳出・歳入予算の総額を把握し、財源の必要額等の分析に活用するとともに、歳出予算総額の要求を「概算要求の状況」の公表の基礎資料とします。</p>								
イ 対象会計等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 483 911 528">会計名</th> <th data-bbox="911 483 1315 528">要求事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 528 911 573">一般会計</td> <td data-bbox="911 528 1315 573">・すべての歳入及び歳出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 573 911 651">特別会計</td> <td data-bbox="911 573 1315 651">・一般会計繰入金 ・一般会計負担金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 651 911 696">企業会計</td> <td data-bbox="911 651 1315 696">・一般会計からの負担金等</td> </tr> </tbody> </table>	会計名	要求事項	一般会計	・すべての歳入及び歳出	特別会計	・一般会計繰入金 ・一般会計負担金	企業会計	・一般会計からの負担金等
会計名	要求事項								
一般会計	・すべての歳入及び歳出								
特別会計	・一般会計繰入金 ・一般会計負担金								
企業会計	・一般会計からの負担金等								
ウ 作業期限	令和4年10月6日(木)								
エ 作業方法	<p>①現行の財務会計システムの「R05」の年度区分にて入力してください。(本要求は新システムを使用)</p> <p>②入力結果を元に各部において「R05 予算要求分析シート」を作成し、概算要求基準への適合を図ったうえで、最終入力結果を反映して提出してください。</p> <p>③「要求区分」は概算要求時点では特に指定しません。</p> <p>④「事業内容」「効果」欄は後述する定型フォームに従い入力してください。</p>								
オ 概算要求基準	<p>【歳入】</p> <p>①国・府支出金 現在国府の予算動向が不明確で多分に見積困難な要素があるかと思われるが、現実的な要求とすること。各省概算要求や府の動向につき情報収集に努めること。令和4年度に計上もれがあったものは確実に要求すること。</p> <p>②その他特定財源（使用料手数料、分担金負担金、雑入、財産収入等） 前年度数値を参考に、過大過少とならないよう、適正に見積ること。広告収入や財産売払収入、企業版ふるさと納税、クラウドファンディングなど、新規歳入確保につき積極的な取組を検討すること。</p> <p>③市債 ハード事業の場合、市債は事業費にあわせ適正に見積ること。期間限定の市債メニューもあるため、要求に当たっては財政課部局担当者に相談されたい。ただし発行残額が僅かとなっている旧合併特例事業（充当率95%）については新規事業の要求は留保し、他のメニュー等での財源要求とすること。</p> <p>【歳出】 概算要求基準は経常的経費に対して適用するが、一律適用を指示するものではない。基準に基づいて算出</p>								

	<p>した額の総額が要求総額上限であり、要求部課においてその要求総額上限を念頭に事業ごとに最適な増減を加え、部内の全事業総額において適用するものである。</p> <p><概算要求基準></p> <p>①<u>経常的経費は R04 当初予算からの増額を 0.0%以下とする。</u></p> <p>②<u>新規に開始する事業がある場合、その展開について最長3年後に廃止（＝実施は最終 R07 までと明記）することを要求時点で制度設計し、かつ予算発表時点で対外的に広報するものは臨時扱いとみなすが、それ以外は事実上経常的経費と判定し、①の要求基準を総枠で適用する。</u></p> <p>③<u>経常的経費の判断については別添「R05 予算要求分析シート」及び「R04 決算統計資料」にて判断すること。</u></p> <p>④他課の事業を統合したことにより、要求額が前年度比で増額となることは当然ありうるが、一方で統合された事業の従前所管課の要求額は①の基準に加えて統合した課の増額分相当の減額があって然るべきである。</p> <p>⑤シーリングの対象としない個別経費は「カ 概算要求シーリング対象外経費」のとおり。</p> <p>⑥臨時的な経費の要求基準は設けないが、フルコストでの経費比較をして実施の必要性和金額の妥当性を見極めて要求すること。</p> <p>⑦臨時職員に係る報酬、職員手当等、共済費の計上方法については、近日中に別途通知を行うのでその通知に従い要求すること。</p>
カ 概算要求シーリング対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員退職報償に係る隔年での増減 ・ 福知山公立大学運営費交付金、高等教育無償化制度交付金 ・ 燃料費及び電気代の価格高騰部分 ・ 公債費 ・ 令和4年度補正予算（9月補正まで）で追加された経常経費

8 新年度予算編成の今後のスケジュール

10月上旬	概算要求締切 ※現システムで要求
10月中旬	本要求に向けたシーリング率等再設定
10月中旬	R5 当初更新長期継続契約（12月下旬内示で間に合わないもの）、R5 過疎・辺地計画追加事業の先行査定案件財務部ヒア…①
11月上旬	予算編成方針発出
11月上旬	①の先行査定案件市長査定
11月下旬	本要求締切 ※新システムで要求
11月下旬～12月上旬	財務部ヒアリング
12月下旬～1月下旬	理事者査定